

消毒資材の配布と消毒実施のお願い

令和5年8月25日栃木県農政部畜産振興課

令和2年度から豚熱拡散防止のため下山時に行う消毒用の資材を無償配布しています。

【配布対象者】
今年度初めて
栃木県の狩猟者登録を
申請された方

【配布資材】
消毒液と噴霧器



【配送時期及び配送先】

狩猟者登録申請日に応じて、下表（配送スケジュール）のとおり申請書に記載のご住所に送付しますので受領をお願いします。

また、裏面の「豚熱（CSF）ウイルスを拡げないために」をご確認いただき下山する際に、必ず消毒を実施いただきますようよろしくお願いいたします。

配送スケジュール

申請日によって、配送時期が変わります。

狩猟者登録申請受理日	配送時期の目安
令和5年9月1日～9月15日	10月下旬
令和5年9月16日～11月1日	11月下旬
令和5年11月2日～令和6年2月15日	随時発送

豚熱 (CSF) ウイルスを拡げないために

豚熱対策のためには野生イノシシの捕獲を強化することが重要である一方、捕獲行為には、野生イノシシへの接触を通じて、ウイルスを拡散してしまうリスクもあります。

また、豚熱に感染したイノシシは、唾液やふんによりウイルスをまき散らすため、周囲一帯が汚染されている可能性があります。山林に入った後は、帰宅前に、山のふもとなどで、衣服や猟具、車両などの消毒にご協力ください。

① 靴、手指の消毒

靴底の汚れをブラシ等で落とし、消毒液を噴霧する。手指もアルコール等で消毒する。



② 車両（タイヤ、荷台、マット、ペダル、ハンドル等）の消毒

タイヤやマットに付着した汚れをできるだけ落とし、消毒液を噴霧する。



※ 駐車場所が未舗装で土等の付着が多い場合は、舗装した道路に出た際に再度消毒を実施する。

③ 山林から撤収した荷物の消毒

- ・ 土等の汚れは捕獲地点でできるだけ落とす。
- ・ 山林から持ち帰った手荷物は、全て消毒液を噴霧してから車両に積み込む。

【その他】

④ 帰宅後の衣服の洗濯、器具等の洗浄・消毒

- ・ 作業着、手袋は毎回洗濯する。
- ・ 使用した器具も血液や土の付着が残らないよう念入りに水洗、消毒する。

⑤ 廃棄物の処理

ゴミは袋に密封した状態で持ち帰り、各市町のルールに沿って処分してください。

作業後は、家畜の飼養施設に立ち寄らないようお願いします。

連絡先：栃木県農政部畜産振興課家畜防疫班 TEL：028-623-2352